

みんなが、子育てしやすい街へ。
すくすく
ジャパン!
27年4月開始
子ども・子育て支援新制度

子育てを巡るさまざまな課題を解決するために定められた「子ども・子育て支援法」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が、4月からスタートします。市では新制度に従い、新たな取り組みや手続きの変更を行います。子育て支援の充実を図ります。今回は、子ども・子育て支援新制度の内容をお知らせします。問い合わせ 子育て園課(TEL 03・6407)

新制度で進める取り組み

- ① 保育の場を増やし、待機児童を減らします。
- ② 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- ③ 幼稚園と保育所のいっしょに

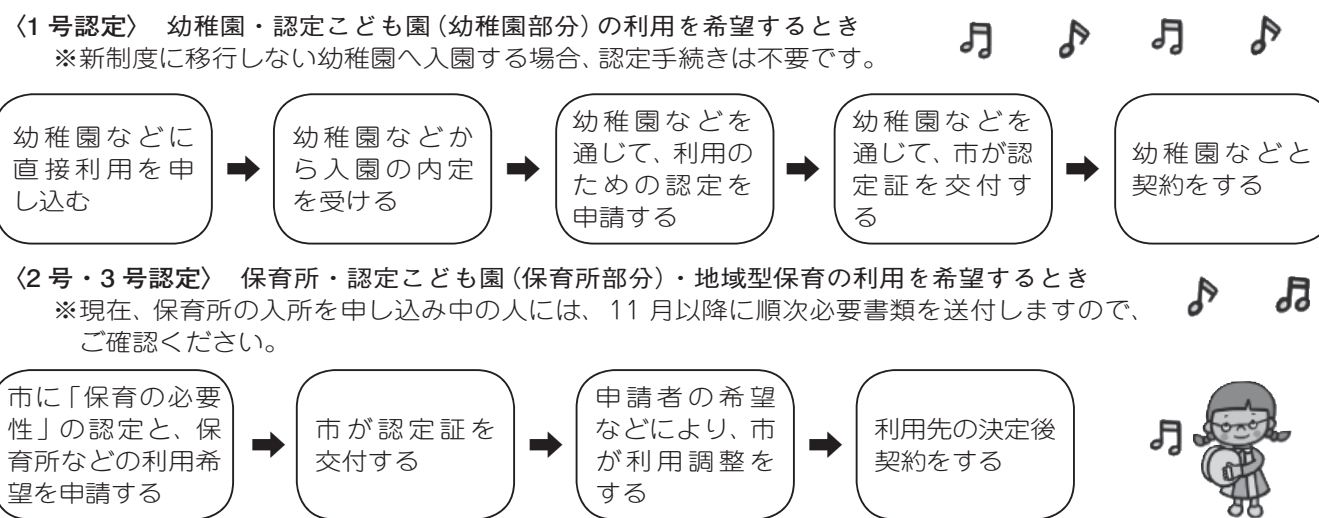
3つの認定区分

新制度に移行する幼稚園・保育所などを利用する場合は、年齢、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。認定区分によって利用先が決まります。新制度に移行しない幼稚園については、認定申請は不要です。各園で入園手続きを行ってください。

認定区分	対象	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、幼児教育の希望者	幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (保育認定)	子どもが満3歳以上で、保育を必要とする希望者	保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定 (保育認定)	子どもが満3歳未満で、保育を必要とする希望者	保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育

※新制度に移行する他市町村の幼稚園へ通園している場合も認定が必要です。
※他市町村の認定こども園に2号認定で入園する場合は、交野市とその市町村との利用調整が必要です。

新制度利用の流れ <支給認定申請は11月から受け付けます>



保育認定(2号・3号認定)

保育を希望する場合の保育認定に当たっては、次の①～③が考慮されます。

① 保育を必要とする事由(いずれかに該当すること)

- ▽就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- ▽妊娠、出産
- ▽保護者の疾病、負傷、障がい
- ▽同居または長期入院している親族の介護・看護
- ▽災害復旧

▽求職活動(起業準備を含む)
▽就学(職業訓練校など)における職業訓練を含む)
▽虐待やDVの恐れがある
▽育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいる
▽その他、前述に類する状態として市が認める場合

※同居の親族が子どもを保育することができるとき、利用の優先度が調整される場合があります。

② 保育の必要量(就労を理由とする場合、いずれかに区分)
「保育標準時間」利用フル

タイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
▽「保育短時間」利用(パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間))

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1か月あたり64時間です。

③ 「優先利用」への該当の有無
ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障がいがある場合などは、保育の優先的な利用が必要と判断されることがあります。

現在、保育所は保護者の所得に応じた保育料、幼稚園は園が定めた保育料を支払うことになっていますが、新制度では、どちらも保護者の所得に応じた保育料を支払うこととなります(現行は所得税で決定していますが、新制度では住民税で決定します)。

金額については国の基準をもとに、市が設定します。今後決定次第、広報紙・ホームページなどでお知らせします。新制度に移行しない幼稚園については、現行どおり各園で設定します。

地域の子育て支援事業

家庭のニーズに合わせて、必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助を行う利用者支援を実施します。

事業の例 一時預かり事業、親子が交流できる拠点づくり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、妊婦健康診査、ファミリーサポート・センター事業など

新制度での教育・保育の場

幼稚園
(対象=3~5歳)

小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う学校
(昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の預かり保育などを実施)

保育所
(対象=0~5歳)

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって、保育する施設
(夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施)

認定こども園
(対象=0~5歳)

教育と保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設

★「認定こども園」の特徴

保護者の働いている状況に関わらず利用でき、就労状況が変わった場合にも通いなれた園を継続利用できます。また、通園していない家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

地域型保育
(対象=0~2歳)

市が認可する施設で、小人数で保育を行う施設

★「地域型保育」の4つのタイプ

- ① 家庭的保育 = 定員5人以下を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かな保育を行う。
- ② 小規模保育 = 定員6~19人を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細かな保育を行う。
- ③ 事業所内保育 = 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。
- ④ 居宅訪問型保育 = 障がいや疾患などのケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。

新制度 Q & A

- Q 新制度に移行する幼稚園や保育所への入園手続きは、従来の申込方法から変更されますか?
- A 新制度の手続きは、従来と大幅には変わりません。ただし、認定を受けることなど、異なる点もありますので、ご不明な点はお問い合わせください。
- Q 認定証に有効期間はありますか?
- A 原則、最長3年間で有効です。ただし、認定区分の変更時には認定証も変わります。